



平成 25 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 愛 知 時 計 電 機 株 式 有 限 公 司
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 登
(コード番号 7723 東証 1 部・名証 1 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 統 括 本 部 長 小 野 田 晋 也
電 話 番 号 0 5 2 - 6 6 1 - 5 1 5 1

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 21 日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 本資金調達目的

当社は、一世紀におよぶ歴史の中で「はかる技術」で社会に貢献してまいりました。

基盤事業である水道メーター、ガスメーターの市場は、法令に基づく定期的な更新が主体で安定的な需要があり、この分野で当社は大きな市場占有率を有しております。

また、当社のセンサー技術を活かした電磁式流量計や超音波式流量計を中心として、海外市場や民需市場の拡大に積極的に取り組んでおります。

一方で、地球温暖化・化石燃料価格の高騰・水ビジネスの拡大・スマート化社会への対応など、エネルギー・環境を巡る情勢も大きく変わりつつあります。

このような認識の下、当社は昨年 5 月に 2013 年 3 月期を初年度とする 5 ヵ年の Aichi グループ『中期経営計画 2016』を策定しました。

基盤事業である水道メーター、ガスメーター関連分野で、さらに競争力を強化し、国内外拠点の拡充・整備を行うことにより「基盤事業の収益向上」を図るとともに、海外市場の拡大に向けての海外メーカーへのマーケティング・海外水ビジネスの新規事業化や、民需市場への拡大に向けスマートグリッドを見極めた次世代商品群の展開、さらには超音波・電磁応用技術等のコア技術の進化による独自性ある商品ラインアップの拡充を図るなど「市場拡大・新規事業へのチャレンジ」を行なうことを掲げ、今後 5 年間の経営の方向性を数値目標として公表しております。

当社は、この『中期経営計画 2016』に基づき、今般、通常の設備投資に加え、基盤事業である水道メーター、ガスメーターの生産能力増強のための設備投資、国内生産拠点の整備・本部機能集約に伴う本社事務棟建替等への投資を行なって行く予定であり、本件調達資金を充当してまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当社グループは『中期経営計画2016』で、グループ連結で5年後(2017年3月期)の売上高500億円、経常利益40億円、ROE10%以上の達成を目指しておりますが、『中期経営計画2016』を着実に推進し、株主の皆さまをはじめとしたステークホルダーの皆さまとも事業成長の成果を共有できますよう、精一杯取り組んでまいります。

II. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,000,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 25 年 3 月 4 日（月）から平成 25 年 3 月 6 日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 5 分の 4 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成 25 年 3 月 11 日（月）から平成 25 年 3 月 13 日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 1,000 株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、 | 当社代表取締役社長 鈴木 登に一任する。 |
| (10) 上記各号については、 | 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 売出席株式の種類及び数 | 当社普通株式 600,000 株
なお、上記売出席株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出席株式数は、当該需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。 |
|-----------------|---|

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 鈴木 登に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記＜ご参考＞1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 600,000株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額
決 定 方 法 と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の5分の4の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成25年3月22日（金）
- (6) 払 込 期 日 平成25年3月25日（月）
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 鈴木 登に一任する。
- (10) 上記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

＜ご参考＞

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「Ⅱ.2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「Ⅱ.1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 600,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、600,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 25 年 2 月 21 日（木）開催の当社取締役会において、前記「Ⅱ.3. 第三者割当による新株式発行」記載のとおり、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式 600,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 25 年 3 月 25 日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 25 年 3 月 21 日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	46,800,000株	(平成25年2月21日現在)
公募増資による増加株式数	4,000,000株	
公募増資後の発行済株式総数	50,800,000株	
第三者割当増資による増加株式数	600,000株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	51,400,000株	(注)

(注) 前記「Ⅱ.3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限1,138百万円について、当社岡崎工場におけるガスメーター設備への投資資金として平成26年3月末までに300百万円、水道メーター製造を行う仙台工場の建替資金として平成25年3月末までに80百万円、本社工場における水道メーター設備への投資資金として平成26年3月末までに235百万円、残額を国内生産拠点の整備・本部機能集約に伴う本社事務棟建替資金として平成25年3月末までに充当する予定であります。なお、当社の設備投資等は、平成25年2月21日現在(ただし、投資予定金額の既支払額については、平成24年12月31日現在)、以下の通りであります。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社他 本社工場他 (名古屋市 熱田区他)	計測器 関連事業	ガス関連機器部品加工・組立・塗装設備の合理化及び新製品生産対応	3,487,802	197,190	自己資金 借入金 増資資金	平成23年 12月	平成29年	若干増加
		水道関連機器部品加工・組立・塗装設備の合理化及び新製品生産対応	1,603,818	76,397	自己資金 借入金 増資資金	平成23年 11月	平成29年	若干増加
		産業機器の生産合理化及び新製品生産対応	50,380	15,207	自己資金	平成24年 1月	平成25年 3月	若干増加
		研究開発用機器・設備の新設及び改善整備等	128,000	37,143	自己資金	平成23年 12月	平成25年 3月	—
		事務所・社宅等の新設及び改修等	3,361,000	949,864	自己資金 借入金 増資資金	平成23年 12月	平成27年	—
合計	—	—	8,631,000	1,275,803	—	—	—	—

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の新株式発行は、当社グループの中長期的な成長を実現するための成長基盤の確立に寄与し、また、自己資本比率が高まることにより、経営の安定性向上と財務体質の強化に繋がるものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

長期にわたり安定期な経営基盤の確保のために、財務の安定と長期の成長を目指しながら、配当についても、安定的でかつ利益成長に応じた還元を基本方針としております。当面は安定配当を継続しつつ、財務及び投資計画などを勘案した上で、業績に応じて 30% 程度の配当性向を目処に株主還元を行っていく方針です。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年 2 回、剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。これら剰余金配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の研究開発、情報システムを含む設備資金等の資金需要に備えることといたします。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	18.74 円	24.94 円	31.14 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	7.00 円 (3.50 円)	7.50 円 (3.50 円)	9.00 円 (4.50 円)
実績連結配当性向	37.4%	30.1%	28.9%
自己資本連結当期純利益率	6.1%	7.7%	9.2%
連結純資産配当率	2.3%	2.3%	2.7%

(注) 1. 各決算期の 1 株当たり連結当期純利益は、連結当期純利益の総額を期中平均発行済普通株式数（自己株式を除く。）で除した数値です。

2. 各決算期の実績連結配当性向は、当該決算期の 1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。

3. 各決算期の自己資本連結当期純利益率は、当該決算期末の連結当期純利益を、新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。

4. 各決算期の連結純資産配当率は、当該決算期の 1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産の期首・期末平均で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。当該新株予約権の目的となる株式の数等は平成 25 年 2 月 20 日現在以下の通りです。なお、今回の公募増資および第三者割当増資後の発行済普通株式総数に対する下記の新株式発行予定残数の比率は、0.41%となる見込みです。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

取締役会決議日	目的となる株式の数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成 23 年 7 月 29 日	102,000 株	1 株につき 1 円	90 円	平成 23 年 8 月 20 日～ 平成 43 年 8 月 19 日
平成 24 年 7 月 25 日	107,000 株	1 株につき 1 円	107 円	平成 24 年 8 月 10 日～ 平成 44 年 8 月 9 日

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
始 値	236 円	279 円	288 円	309 円
高 値	286 円	323 円	325 円	323 円
安 値	230 円	184 円	224 円	257 円
終 値	281 円	288 円	315 円	283 円
株価収益率（連結）	15.0 倍	11.5 倍	10.1 倍	一倍

（注）1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。

2. 平成 25 年 3 月期の株価については平成 25 年 2 月 20 日（水）現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成 25 年 3 月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資による新株式発行及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。